

東武カード加盟店規約

第1条（適用範囲等）

- 1.本規約は、加盟店が信用販売を行う場合における、加盟店と株式会社東武カードビジネス(以下「当社」という。)との間の契約関係につき定めるものです。本規約には、規約各条のほか別添の「加盟店情報の取扱いに関する同意条項」が含まれます。
- 2.加盟店が、コンピュータ通信または電話もしくは郵便等の手段を利用するなど、会員からカードの提示を受けず、カード番号等の通知を受けることにより、商品等の販売または提供を行う場合は、別途当社との間で所定の非対面用の加盟店規約に係る契約(同規約の内容に即した双方調印型の契約を含む。)を締結するものとし、当該信用販売については当該契約が適用されるものとしします。

第2条（定義）

本規約において用いられる各用語は、本規約において別段の定義がなされる場合を除き、それぞれ本規約に添付する「定義集」記載の意味を有するものとしします。

第3条（カード取扱店舗等）

- 1.加盟店は、あらかじめ所定の方法で、カード取扱店舗を当社に届出、当社の承認を得るものとしします。
- 2.加盟店は、カード取扱店舗内外の公衆の見やすいところに当社の定める加盟店標識を掲げるものとしします。
- 3.加盟店は、当社が会員のカード利用促進等のために、加盟店の個別の了承なしに、印刷物などに、加盟店の商号、屋号その他営業に用いる名称および所在地などを掲載または表示することを、あらかじめ異議なく認めるものとしします。
- 4.加盟店はカード取扱店舗に対して、本契約を周知徹底させ、遵守させるものとしします。
- 5.加盟店は、当社に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において次の各号のいずれにも該当しないこと、ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとしします。
 - ①特定商取引法に定められた禁止行為に該当する行為を行ったこと、および直近 5 年間に同法による処分を受けたこと。
 - ②消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行ったこと、および直近 5 年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けたこと。
 - ③その他当社に届出た事項が真実に反すること。
- 6.加盟店は、前項の表明した内容が真実に反すること、または反するおそれがあることが判明した場合、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとしします。
- 7.加盟店は、第 5 項第 1 号もしくは第 2 号に該当する事由が新たに生じた場合、または生じるおそれがある場合、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとしします。

第4条（信用照会端末機その他の機器等）

加盟店は、信用照会端末機、売上票等ならびに売上集計票その他の信用販売に関する書類等、カード用印字機および加盟店標識等の用度品を信用販売を行うために使用するものとし、これらを信用販売以外の目的に使用し、また、これらを第三者に使用させてはならないものとします。

第5条（取扱いカード）

- 1.加盟店は、カード券面記載のカード番号等および会員氏名等の様式要件を具備しており、かつカード裏面の会員署名欄に当該会員による自署がされているカードを取扱うものとし、自署した会員以外の者にカードを利用させることはできません。
- 2.当社は、前項に適用カードであっても、カード利用状況等により、特定のカードについて、信用販売の取扱いをできない旨の指定（以下「無効カード通知」という。）を行うことができるものとします。

第6条（信用販売の方法）

- 1.加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合は、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号の定める手続きにより、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないことの確認をしなければなりません。この場合において、クレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置を講じて行うものとします。
 - ①カード券面に記載された有効期限が期限内であることを確認し、有効期限が超過している場合は信用販売を拒絶するものとします。
 - ②IC 対応信用照会端末機を用いて、以下の各事項を行うものとします。
 - (イ) 当該信用照会端末機を用いてカードの有効性を確認すること。
 - (ロ) 当社所定の事項を当該信用照会端末機に入力して当社から信用販売の承認を得ること。
 - (ハ) その場で会員本人による信用照会端末機への暗証番号の入力を求め、当該暗証番号が正しく入力された事を確認して、カードの提示者とカードの名義人との同一性を確認すること。また、磁気カード(IC カードを元に偽造された磁気カードは除く。)の提示を受け、暗証番号の入力による確認ができない場合は、売上票への会員の署名を求めカード署名欄に記載された署名と当該売上票の署名が同一であることを確認して、カードの提示者とカードの名義人との同一性を確認すること。この場合において、加盟店は会員に対し、売上票に会員の署名以外の事項の記載を求めてはならない。
 - ③カード券面のカード番号等・カード名義人と売上票等のカード番号等・会員氏名が同一であることを確認するものとします。
 - ④売上票等の控えまたは売上票等に記載した事項の記載のある書面を当該会員に交付するものとします。また、割賦販売法が適用される信用販売の場合においては、同法に定める事項に係る情報

を遅滞なく会員に提供するものとします。なお、加盟店は、当該情報を電子メール等により会員へ提供することができるものとします。

- 2.加盟店は、信用照会端末機等の使用にあたり、当社または信用照会端末機設置会社が別に定める信用照会端末機等に関する規約等を遵守するものとします。
- 3.加盟店は、会員に対する信用販売に際して信用照会端末機上に「取引保留」の旨のメッセージが表示されたときは、当社が当該会員の本人確認を行う旨を説明したうえで当社に電話連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 4.信用照会端末機の故障、電話回線障害等客観的かつ正当な理由で信用照会端末機が使用できない場合、または当社が信用照会端末機を使用せずに信用販売を行うことを認めた場合は、当社所定の方法により信用販売の承認を得て信用販売を行うものとし、当該信用販売にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、提示されたカードの有効性およびカードの提示者とカードの名義人の同一性を確認するものとします。
これらの場合に、会員がエンボスレスカード(ELECTRONIC USE ONLY と記載のカードを含む。)を提示したときは、信用販売をすることはできません。
- 5.加盟店は本条に定める事項を善良なる管理者の注意義務をもって行うものとします。
- 6.加盟店から当社へ送付されたデータについて、当社到着後はPCIDSSに基づき当社で適切に処理を行います。

第7条（信用販売の種類）

- 1.加盟店が取扱することができる信用販売の種類は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払いおよびリボリング払いとします。なお、1回払い以外の信用販売の種類については、当社が承認したカード取扱店舗に限り取扱いができるものとします。
- 2.信用販売の種類のうち、第1項のボーナス一括払いの信用販売取扱期間は別表(ボーナス一括払いの信用販売取扱期間)のとおりとします。

第8条（商品等の引渡し・提供）

- 1.加盟店は、信用販売を行った場合、会員に対し、直ちに商品等を引渡しまたは提供するものとします。
なお、信用販売を行った日に商品等を引渡しまたは提供することができない場合には、加盟店は、会員に対して書面または適切な方法をもって引渡時期または提供時期を通知するものとします。
- 2.加盟店は、信用販売に係る商品等を複数回に分けてまたは継続的に引渡しもしくは提供する場合において、会員に対して書面または適切な方法をもって引渡時期、引渡期間または提供時期、提供期間を通知するものとします。また、この場合において、加盟店の事由により商品等の全部または一部の引渡しまたは提供することが不能または困難となったときは、加盟店は直ちにその旨を会員および当社に連絡するものとします。

第9条（信用販売における遵守事項等）

- 1.加盟店は、正当な理由がない限り、会員の目の届かない場所で売上票等の作成等の信用販売に関する手続きを行うことはできません。また、第11条第2項の場合を除き、会員からカードを回収、預かりまたは保管することはできません。
- 2.加盟店は、提示を受けたカードまたは売上票等が汚損、破損等し、売上票等の記載事項の全部または一部の読取が不能なもの（不鮮明なものを含む。）は取扱うことはできません。また、売上票等記載金額の訂正はできません。
- 3.加盟店は、当社が加盟店に交付した売上票等または当社が事前に承認した売上票等を用いて信用販売するものとし、他の加盟店等が交付を受けた売上票等を流用することはできません。また、当社から交付を受けた売上票等は加盟店の責任において保管、管理し、他に譲渡する等の行為は一切できません。
- 4.信用販売額は、当該信用販売に係る信用販売代金に限られるものとし、現金の立替、過去の売掛金等またはこれらを含めた金額を信用販売額として記載することはできません。また、信用販売額、売上日、信用販売の種類等につき不実の記載をしてはならないものとします。なお、記載金額に誤りがある場合には、当該売上票等を破棄し、新たに本契約に定めるところに従い売上票等を作成するものとします。また、通常1つの売上票等で処理すべき信用販売額を分割して複数の売上票等で処理することはできません。
- 5.加盟店は、違法なもしくは公序良俗に反する商品等の信用販売、違法もしくは不適切な方法による商品等の信用販売およびその他これらに類する不正、不健全な信用販売をしてはならないものとします。
- 6.加盟店は、第三者が有する債権を当該第三者から譲受けまたは当該第三者に代わって加盟店による信用販売に係る債権として当社に立替払いを請求することはできません。
- 7.加盟店は、当社の承認のないカード取扱店舗での信用販売の取扱いはできないものとします。
- 8.前各項の他、加盟店は、本規約等または法令、商慣習等に反した信用販売の取扱いはできません。
- 9.提示されたカードにつき、カード提示者とカード名義人の同一性に疑いがある場合、同一人物が異なる名義の複数のカードを提示する場合、あるいは異常に大量または高価な購入申込みの場合、換金を目的としたカード利用の疑いがある場合等、信用販売の申込みに不審な点が認められる場合は、加盟店は、当社に連絡して、当社の指示に従うものとします。
- 10.加盟店は、他のカード会社等との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても、会員から当社発行のカードを提示して信用販売を求められた場合には、当該信用販売の承認を他のカード会社等から得てはならないものとします。ただし、システム障害により当社からの信用販売の承認を得られない場合等やむをえない場合はこの限りではありません。
- 11.加盟店は、他のカード会社等との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても、第6条第1項または同条第4項に基づき当社から信用販売の承認を得た場合には、他のカード会社等に対し、当該承認を得た信用販売に係る信用販売代金の立替払いの請求または当該信

用販売に係る債権の譲渡を行ってはならないものとします。ただし、システム障害により当社に対する立替払いの請求が不能となった場合等やむをえない場合はこの限りではありません。

- 12.加盟店は、その事業の遂行(本規約に基づく信用販売に限らない。)において、加盟店に適用される一切の法令および行政通達等を遵守しなければならないものとします。
- 13.加盟店は、本規約に基づく信用販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面ならびに信用販売方法について、割賦販売法・特定商取引法・景品表示法・消費者契約法・個人情報保護法およびその他の法令等(以下、「法令等」という)ならびに本契約、クレジットカード・セキュリティガイドラインを遵守するものとします。

第10条 (取扱商品)

- 1.加盟店は、取扱商品等の概要について、原則として事前に当社に届出るものとし、当社の承認を得るものとします。なお、当社の承認を得た後に、取扱商品等の内容を変更する場合についても同様とします。
- 2.加盟店は、当社の承認を得た後においても、当社より取扱商品等について、取扱中止要請があった場合は、その指示に従うものとします。
- 3.加盟店は、本規約に基づく信用販売においては、以下の商品等を取扱うことはできないものとします。
 - ①金券、金地金または有価証券。
 - ②公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの。
 - ③銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、医薬品医療機器等法その他の関連法令の定め違反するものまたはそのおそれのあるもの。
 - ④第三者の肖像権、著作権、知的財産権、その他権利などを侵害するものまたはそのおそれのあるもの。
 - ⑤当社が加盟店に対し通知または公表(当社のホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。)する当社が加盟店における取扱いを禁止した商品等。
 - ⑥会員との紛議もしくは不正使用の実態等に鑑みまたは当社のブランドイメージ保持の観点から、当社が不適当と判断したもの。
 - ⑦その他当社が不適当と判断したもの。
- 4.加盟店は、原則として旅行商品、酒類その他の販売または提供にあたり許認可を得るべき商品等の信用販売をする場合は、あらかじめ当社にこれを証明する関連書類を提出し、当社の承諾を事前に得るものとします。また、加盟店が前記の許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を当社に通知し、当該商品等の信用販売を取扱わないものとします。
- 5.加盟店は、当社が承認した場合以外は、ギフトカード・商品券・印紙・切手および当社が別途指定する商品等について信用販売を行わないものとします。

第11条 (無効カード等の取扱い)

- 1.加盟店は、次の各号のいずれかに該当するときは、カードの提示者に対する信用販売を拒絶するものとします。

- ①当社から無効を通知されたカードの提示を受けたときまたは第 6 条第 1 項もしくは同条第 4 項に基づき当社から信用販売の承認を得られないとき。
 - ②明らかに偽造、変造もしくは模造と判断できるカードまたは破損等したカードの提示を受けたとき。
 - ③カード記載の署名と売上票に記載された署名が明らかに相違するとき。
 - ④カード券面のカード番号等と売上票等のカード番号等が明らかに相違するとき。
 - ⑤カード提示者とカード名義人の同一性に疑いがあるとき。
 - ⑥カード提示者の所作等が明らかに不審であるとき。
 - ⑦その他カードの利用等について不審と思われるとき。
- 2.前項各号のいずれかに該当する場合、加盟店は、当該カードの回収および保管に努めるものとし、また、この場合、カード回収の成否の如何を問わず、また事前事後にかかわらず、直ちに当社に対して当該事象を連絡し、当社の指示に従うものとします。

第12条（カード番号等の取扱いの制限）

加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱いってはならないものとし、加盟店で保有する機器、ネットワークにおいては、カード番号等を電磁的に保存、処理、通過させないものとします。

第13条（カード番号等の適切管理措置）

- 1.加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために、クレジットカード・セキュリティ・ガイドラインに掲げられた措置またはそれと同等以上の措置を講じなければならない、かつカード番号等につき、その漏洩、滅失または毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。
- 2.第 12 条の定めにかかわらず、加盟店がカード番号等を電磁的に保存、処理、通過させる場合は、前項の目的を達成するため、加盟店はPCIDSS準拠の措置、または当社が認めたこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
- 3.前項の規定にかかわらず、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、カード番号等の漏洩、滅失または毀損の防止のために特に必要があると当社が認めるときには、当社は、加盟店が講じた措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

第14条（カード番号等の取扱いの委託基準）

カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、加盟店は、以下の基準に従わなければならないものとします。

- ①カード番号等の取扱いの委託先となる第三者（以下「受託者」という。）が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
- ②受託者に対して、第 13 条第 1 項および第 2 項 の義務と同等の義務を負担させること。

- ③受託者が第 13 条第 2 項で定めるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、および、第 13 条第 3 項に準じて加盟店から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
- ④受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に、または必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導および監督を行うこと。
- ⑤受託者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
- ⑥受託者が加盟店から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏洩、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じた場合、第 31 条各項に準じて、受託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
- ⑦加盟店が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し第 33 条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
- ⑧受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

第15条 (不利益な取扱いの禁止)

加盟店は、カードを提示した会員に対して正当な理由なくして信用販売を拒絶し、または直接現金での支払もしくは当該カード以外のクレジットカードその他の支払手段による支払を要求する等の行為はできないものとします。また、会員に現金客と異なる代金等を請求する、または、取扱商品等もしくは信用販売の対象とする商品等の代金額または提供の対価の額につき制限を設けるなど、会員に不利益となる差別的な取扱いをすることはできないものとします。

第16条 (立替払いの請求)

- 1.加盟店は、信用販売を行った日から原則として 10 日以内(別途当社が通知する場合にはその期限まで)に当社所定の方法により当社に対して売上データを提出し、信用販売代金の立替払いの請求を行うものとします。この場合、当社が売上票(暗証番号の入力に代えて会員署名を求めた場合は会員署名のある売上票)の提出を求めたときは、加盟店は速やかに提出するものとします。
- 2.加盟店は、当社が特に認めた場合は売上データの提出に代えて、信用販売に係る売上票を信用販売の種類ごとに取り纏め売上集計票に添付して提出することにより、信用販売代金の立替払いの請求をすることができるものとします。

第17条 (立替払い)

- 1.当社の加盟店に対する信用販売代金の立替払いについては、当社が加盟店より提出を受けた売上データが当社において事故なく読み込まれた日(ただし、加盟店が当社に対し、前条第 2 項の方法

により立替払いの請求を行う場合には、売上集計票および売上票等の当社到着日)を基準とし、信用販売の種類区分に応じて、別表(売上の締切日・立替払い日)に定める各締切日までに読み込まれた分または到着した分を、当該各締切日に対応する別表(売上の締切日・立替払い日)に定める立替払い日に、当該読み込まれた分または到着分に係る信用販売代金から第 18 条に定める所定の加盟店手数料を差引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振込む方法により行うものとします。ただし、別途、加盟店と当社が個別に合意した場合には、当該合意内容に従うものとします。また、加盟店が第 40 条の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対し、通知したうえで立替払い日を変更することができるものとします。

- 2.前項の当社からの立替払い日が金融機関休業日の場合には、前営業日を立替払い日とします。
- 3.当社は、第 1 項の支払を第三者に委託できるものとします。
- 4.第 1 項にかかわらず、加盟店が指定する金融機関口座の名義人が、加盟店契約名義(加盟店契約名義が個人の場合は当該個人の氏名を指し、加盟店が法人または団体の場合は商号その他の正式名称を指す。)と一致しない場合、当社が当該口座への振込みを過去に行ったことがあるか否かにかかわらず、当社は当該口座への振込みを行わないことができ、加盟店に対して、振込口座の変更を求めることができるものとします。なお、この場合、当社は振込口座の変更手続により、別表に定める立替払い日に振込むことができない場合であっても、当該振込みが遅延したことによる遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第18条 (加盟店手数料)

加盟店は、当社に対して信用販売に係る加盟店手数料を支払うものとします。加盟店手数料の額は、信用販売額に対して当社所定の料率を乗じた額とし、1 円未満は四捨五入するものとします。

第19条 (商品の所有権移転)

- 1.加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、第 17 条に基づき当社から加盟店宛に支払が行われた時に加盟店から当社に移転するものとします。ただし、当社から支払われた後に、第 20 条、第 24 条等に基づき信用販売代金の支払が取消された場合、当該商品の所有権は加盟店が支払済の信用販売代金を当社に返還したときに加盟店に復帰するものとします。
- 2.加盟店が、偽造、変造もしくは模造されたカードの使用または第三者によるカードもしくはカード番号等の使用等により、会員本人以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し支払を行った場合には、信用販売を行った商品の所有権は、当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項のただし書の規定を準用するものとします。
- 3.信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、当社が必要と認めるときは、当社は、当社の加盟店に対する通知の有無にかかわらず、加盟店に代って商品を回収することができるものとします。

第20条 (キャンセル処理)

1. 会員から信用販売の取消、もしくは解約、商品等の返品、変更等の申出(ただし、第 21 条第 1 項を理由とする申出を除く。)があり、加盟店がこれを受け入れる場合には、加盟店は当社所定の方法により、速やかに信用販売の取消等の対応を行うものとします。
2. 前項に基づき取消等した信用販売に係る信用販売代金が当社による支払前の場合、当社は当該信用販売代金の支払を行わないものとします。また、前項に基づき取消等した信用販売に係る信用販売代金が既に当社より加盟店に支払済の場合、加盟店は当社の請求により当社所定の方法で当該支払済の信用販売代金を当社に返還するものとします。また、当社は、次回以降に支払予定の信用販売代金よりこれを差引くことができるものとします。なお、次回以降に支払予定の信用販売代金が差引くべき金額に足りないときは、加盟店は当社の請求によりその不足額を支払うものとします。
3. 加盟店が第 6 条第 1 項または同条第 4 項に基づき当社から信用販売の承認取得後、立替払いの請求を行わない場合、加盟店は、当社所定の方法により、速やかに承認取消処理を行うものとします。

第21条 (商品等の契約不適合・会員のカード利用否認)

1. 加盟店が、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店の責任において、対処、解決にあたるものとします。
 - ① 信用販売した商品等につき、その全部または一部の引渡しまたは提供がない場合。
 - ② 信用販売した商品等につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合、または故障等が生じた場合。
 - ③ 信用販売の勧誘方法、広告方法、販売方法、商品等の引渡し・提供方法、商品等のアフターサービス上、その他の事由により会員から苦情、要請、相談等があったとき、またはこれらにより会員との間で紛議等が生じた場合。
 - ④ 会員から自己のカード利用によるものではない旨の申出があった場合。
2. 前項の場合において、会員が当社に対するカード利用代金の支払を拒んだときまたは会員の当社に対する当該支払が滞ったとき、当該信用販売代金の加盟店に対する支払は以下のとおりとします。
 - ① 当該信用販売代金が支払前の場合、当社は当該信用販売代金の支払を留保できるものとします。
 - ② 当該信用販売代金が支払済の場合、加盟店は当社から請求あり次第直ちに当該信用販売代金相当額を返還するものとします。
 - ③ 当社が加盟店に通知した日から 2 ヶ月以内に前項の紛議等が解消した場合、当社は加盟店に当該信用販売代金を支払うものとします。
3. 加盟店は、第 1 項の紛議等の解決にあたり、当社の事前の承諾なく、当該会員に対して、信用販売代金相当額その他の金銭の交付を行わないものとします。これに反したことにより生じる一切の責任は加盟店の責任とします。

第22条 (支払停止の抗弁)

1. 会員が当社からのカード利用代金の請求に対し、支払停止の抗弁を主張したことが判明したときは、当社は加盟店にその旨を通知するものとし、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
2. 前項に該当する場合、当該代金の加盟店に対する支払は前条第2項を準用します。
3. 第1項の抗弁事由の解消に際しては、前条第3項を準用します。

第23条 (期限の利益の喪失・相殺)

1. 加盟店が本契約または当社との他の契約に基づくいずれかの債務の一つでもその支払を延滞した場合、加盟店は、当社からの書面による通知によって、当社に対する一切の債務について期限の利益を失うものとします。
2. 当社は、当社が加盟店に対して有する一切の債権(本契約に基づく債権に限らない。)と、当社が加盟店に対して負担する一切の債務(本契約に基づく債務に限らない。)とを、その支払期限の如何にかかわらず、対当額をもって相殺することができるものとします。この場合、当社は書面により通知するものとします。
3. 前項に基づく相殺にあたっての、手数料および利息等の計算は、その期間を相殺通知の到達の日までとします。

第24条 (支払の留保・支払金の返還)

1. 当社は、第17条の規定にかかわらず、売上票等または売上票等に係る信用販売が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該信用販売に係る当社の信用販売の承認の有無にかかわらず、加盟店に対し当該信用販売に係る信用販売代金の支払を行わないものとします。また、当該信用販売代金が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに当該代金を返還するか、または当該代金を加盟店に対する次回以降に支払予定の信用販売代金から差引くことにより返還するものとします。
 - ① 会員より自己の利用によるものではない旨の申出が、当社、または加盟店にあったとき。
 - ② 売上票等が正当なものでないとき、または売上票等の内容に不実不備があるとき。
 - ③ 本規約に基づき取扱うことのできるカード以外のクレジットカードその他の支払手段にて信用販売を行い、当社宛に支払請求をしたとき。
 - ④ 第6条、第9条ないし第13条または第32条に反して信用販売を行ったとき。
 - ⑤ 信用販売を行った日から10日を超え、60日以内に当社が受領した売上票等であって、当該売上票等に係る会員のカード利用代金が、当社において会員より回収することが困難または不能となったとき。
 - ⑥ 信用販売を行った日から60日を超えて当社が受領した売上票等であるとき。

- ⑦原因となる信用販売に関し、第 21 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれかに起因する苦情、紛議等については加盟店もしくは会員から当社が通知を受けた日から、また第 22 条の抗弁事由については当社から加盟店が通知を受けた日から 2 ヶ月を経過しても解決しないとき。
 - ⑧会員が商品等の売買契約または役務提供契約を解約したにもかかわらず、第 20 条に定める手続きを行わないとき。
 - ⑨加盟店の事情により、会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき。
 - ⑩加盟店が第 45 条に定める調査、報告、資料の提出または協力をしないとき。
 - ⑪会員から提示されたカードが IC カードまたは IC カードを元に偽造された磁気カードにもかかわらず、IC 対応信用照会端末機を使用せずに信用販売を行った場合において、会員より自己の利用によるものではない旨の申出が、当社、または加盟店にあったとき。
 - ⑫加盟店から提出された売上票等・売上請求に疑義があることを理由として第 45 条に定める調査が開始された場合において、当該調査開始日から 30 日が経過してもなお当該疑義が解消しないとき。
 - ⑬当社が第 40 条に基づき本契約を解除した日以降または第 39 条により加盟店もしくは当社が本契約を解約するために申出た指定解約日以降に信用販売されたものであるとき。
 - ⑭その他、信用販売が本規約等のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。
2. 当社は、第 17 条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が解消するまでの間、信用販売代金その他当社が加盟店に支払うべき金額の全部または一部の支払を留保することができるものとします。
- ①当社が、加盟店から提出された売上票等または売上請求に疑義があると判断したとき。
 - ②加盟店が第 40 条各号に掲げる事由に該当したときまたは該当するおそれがあると当社が認めたとき。
 - ③当社が、売上票等または売上票等に係る信用販売について前項各号のいずれかに該当するまたはそのおそれがあると認めたとき。
 - ④加盟店が、当社との本契約以外の加盟店契約について、その支払留保事由に該当したとき。
3. 前項の支払留保後に当該留保事由が解消し、当社が当該留保金の全部または一部の支払を相当と認めた場合には、当社は加盟店に対し当該相当と認めた金額を支払うものとします。なお、この場合、当社は加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとし、加盟店はこれらを当社に請求しないものとします。

第25条 (会員との継続的取引の中途解約)

加盟店は、継続的取引契約を締結した場合において、当該会員が法令に基づき当該継続的取引契約の中途解約を申出たとき、または、当社の承認を得たうえで、当該会員との合意により当該継続的取引契約を中途解約するときは、直ちにその旨と継続的取引契約の中途解約に伴う当該会員と合意した内容の精算方法を当社へ通知するものとします。

第26条 (会員との紛議)

1. 加盟店は、信用販売において割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、その他法令に違反する

取引、および当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引をしてはならないものとします。また、加盟店はこれらの取引を防止するために、および、会員との紛議が発生した場合に適切かつ迅速に解決するために必要な体制を整備するものとします。

- 2.加盟店は、信用販売を行った物品、提供したサービスについて会員との紛議が発生した場合は、すべて加盟店の責任において遅滞なく解決するものとし、これにより発生した当社および会員の損害については加盟店が補償するものとします。
- 3.加盟店は紛議の解決にあたり当社の許可なく会員に対して当該カード利用代金を直接返金しないものとします。

第27条 (業務処理の委託)

- 1.加盟店は、加盟店の業務処理を第三者に委託する場合には、その委託内容および当該委託先に関する情報等を事前に書面により当社に届け出、その承認を得るものとします。
- 2.加盟店は、前項に定める委託先に当該委託内容に関わる業務処理を第三者に再委託させてはならないものとする。但し、加盟店が再委託(数次的委託を含む)の必要があると認めた場合には、その委託内容および当該再委託先に関する情報等を事前に書面により当社に届け出、その承認を得るものとします。
- 3.加盟店は前二項に定める委託先、および再委託先(以下総称して「業務委託先」という)に本規約内容を遵守させ、業務委託先の一切の責任を負うものとします。

第28条 (地位の譲渡等)

- 1.加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 2.加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入等をできないものとします。

第29条 (情報の管理・守秘義務)

- 1.加盟店は、業務上知り得た当社の営業上の秘密等一切の情報(以下「営業秘密等」という)を責任を持って管理するものとし、本規約に定める以外の用途に利用したり、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。
- 2.加盟店が前項に定める責務を怠り、会員もしくは当社が損害を被った場合は加盟店はその全責任を負うものとします。
- 3.本条の規定は、本契約の終了後においても効力を有するものとします。

第30条 (個人情報の取扱い)

- 1.本規約で「個人情報」とは、加盟店が加盟店業務を通じて取得した会員の一切の情報で、氏名・生年月日等当該利用者を特定できる情報と、これに付随して取扱われるカード番号等会員の情報をいうものとします。
- 2.個人情報の利用は、業務上必要な範囲であって、法令および本規約において定める範囲に限定す

るものとします。

3. 個人情報、利用目的に応じて必要な範囲において、客観性、正確性および最新性を保持するものとします。
4. 加盟店は、加盟店業務遂行の過程で知り得た個人情報を開示、漏洩してはならないものとし、個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。
5. 加盟店は、加盟店および業務委託先における個人情報の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規程の整備、従業員の教育、業務委託先の監督等適切な措置を講じるものとします。
6. 加盟店は、カードの暗証番号・セキュリティコードについては、たとえ暗号化したとしても、一切保管・保持してはならないものとします。
7. 個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩等の危機に対し、合理的な安全対策を講じるものとします。

また、当社は加盟店に対して個人情報の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は当社が指定した基準を遵守するものとします。

8. 情報媒体の引渡しにあたっては、その場所および担当者を特定するものとし、情報媒体の搬送・送付は、安全で確実な方法によるとともに、露出せぬよう封緘・施錠を確実に行うものとします。
9. 第三者への個人情報の提供は、以下のいずれかの場合に限るものとし、提供に際しては守秘義務について十分配慮するものとします。
 - ① 当該個人が書面により事前に同意している場合。
 - ② 業務上必要があり当該利用者等の保護に値する正当な利益が侵害されるおそれのない場合であって当社の書面による事前の同意があるとき。
 - ③ 各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合。

10. 加盟店は、個人情報または営業秘密等が漏えい、滅失もしくは毀損する事故が生じた場合、または当該事故が生じた可能性がある場合、加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、直ちにその旨を当社に報告するものとします。

11. 当社は、加盟店に前項の事故が生じたまたはその可能性があると判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して当該事故の事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。

12. 加盟店は、第 10 項の事故が生じた場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに当社に報告するとともに被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるものとし、また、漏洩、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について、必要に応じて公表するものとしまたは影響をうける会員に対してその旨を通知するために必要な措置をとるものとします。なお、加盟店はその調査を自らの負担にて行うものとし、当社は必要と認める場合には、事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店は選定された会社等による調査を行うものとします。また、加盟店は、策定した被害拡大の防止策および再発防止策を直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策および再発防止策の内容を遅滞なく当社に書面にて通知するものとします。当社が

別途被害拡大の防止策および再発防止策を策定し、加盟店に実施を求めた場合は、加盟店はその内容を遵守するものとします。

13. 第 10 項の事故が生じた場合であって、当社が必要と認めるにもかかわらず、加盟店が遅滞なく前項に定める事故事実等の公表や、会員に対する通知のために必要な措置(影響を受けた会員の特定のための情報提供等)をとらない場合には、当社は加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または会員に対する通知のために必要な措置(影響を受けた会員の特定のための情報提供等)をとることができるものとします。

14. 加盟店の責に帰すべき事由により、第 10 項の事故が生じ、その結果、会員、当社、カード会社等その他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には、次の各号に掲げるものが含まれ、かつ、これらに限定されないものとします。

- ①カードの再発行に関わる費用。
- ②不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用。
- ③カードまたはカード番号等の不正使用による損害額。
- ④当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等として、第三者から当社が請求を受けた費用。

15. 本条の規定は、本契約の終了後においても効力を有するものとします。

第31条 (カード番号等の漏洩等の事故時の対応)

1. 加盟店または受託者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じた場合には、加盟店は、遅滞なく以下の措置を採らなければならないものとします。

- ①漏洩、滅失または毀損の有無を調査すること。
- ②前号の調査の結果、漏洩、滅失または毀損が確認されたときは、その発生期間、影響範囲(漏洩、滅失または毀損の対象となったカード番号等の特定も含む)その他の事実関係および発生原因を調査すること。
- ③上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
- ④漏洩、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、または影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。

2. 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失または毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。

3. 加盟店は、本条第1項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、本条第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。

- ①本条第1項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
- ②本条第1項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果
- ③本条第1項第3号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール
- ④本条第1項第4号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容

- ⑤前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項
- 4.加盟店または受託者の保有するカード番号等が漏洩、滅失または毀損した場合であって、加盟店が遅滞なく本条第1項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または漏洩、滅失または毀損したカード番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。
 - 5.本条の規定は、本契約の終了後においても効力を有するものとします。

第32条 (不正利用等発生時の対応)

- 1.加盟店は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
- 2.加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

第33条 (調査)

- 1.以下の各号のいずれかの事由があるときには、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
 - ①加盟店または受託者においてカード番号等が漏洩、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じたとき。
 - ②加盟店が行った信用販売について不正利用が行われ、またはそのおそれがあるとき。
 - ③加盟店が、本契約第35条、第9条第13項、第6条、第12条、第13条、第14条、第26条第1項、第31条、第32条または第34条のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
 - ④前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。
- 2.前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。
 - ①必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
 - ②カード番号等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
 - ③加盟店もしくは受託者またはその役員もしくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
 - ④加盟店または受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
- 3.前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査(デジタルフォレンジック調査)が含まれるものとします。

4. 当社は、本条第1項第1号または第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができるものとします。但し、本条第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第31条第1項第1号および同項第2号に定める調査ならびに同条第3項第1号および同項第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、本条第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第32条第1項に定める調査および第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。

第34条（是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
- ① 加盟店が第13条第2項、第3項もしくは第14条の義務を履行せず、または受託者が第14条第2号若しくは同条第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき。
 - ② 加盟店または受託者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれがある場合であって、第31条第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - ③ 加盟店が第6条に違反し、またはそのおそれがあるとき。
 - ④ 加盟店が行った信用販売について不正使用が行われた場合であって、第32条の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、加盟店に対し、その是正改善を図るために措置を講ずることが必要であると当社が認めるとき。
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

第35条（変更事項の届出）

1. 加盟店は、当社に届け出た以下の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項を当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければならないものとし、当社はその適格性について審査を行うものとします。
- ① 加盟店の店舗名称、店舗所在地および電話番号
 - ② 加盟店の契約者が個人である場合には、当該個人の氏名、生年月日、住所、および電話番号
 - ③ 加盟店の契約者が法人である場合には、当該法人の名称、住所、電話番号、法人番号、および代表者またはこれに準ずる者の氏名と生年月日
 - ④ 加盟店の振込指定口座
 - ⑤ 加盟店の取扱商材および販売方法または役務の種類および提供方法
 - ⑥ 加盟店に設置する端末機のICカード対応状況、加盟店で保有する機器、ネットワークにおけるカー

ド番号等の保持状況等の加盟店が講じるカード番号等の適正な管理、受託者指導、および不正使用防止に係る措置に関する事項

- ⑦特定商取引法による行政処分を受けたことの有無、およびその内容
 - ⑧消費者契約法違反の行為を理由とした民事上の訴訟を提起され敗訴判決を受けたことの有無、およびその内容
 - ⑨第 26 条第 1 項に定める体制の整備の状況
 - ⑩前各号に掲げるもののほか加盟店が加盟申込時や加盟後に当社に届け出た事項
- 2.加盟店は、第 13 条第 2 項で定めるカード番号等の適切管理措置を変更しようとする場合には、あらかじめ当社と協議しなければならないものとします。
 - 3.当社は、加盟店に対し、本条第1項第 5 号から第 10 号、および別に指定する事項につき、必要に応じて随時、報告を求めることができるものとします。
 - 4.本条第 1 項第 1 号から第 3 号の届け出がないため、当社からの通知、送付書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常加盟店に到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。
 - 5.本条第 1 項第 4 号の届け出がないため、当社から加盟店への支払いが行えなかった場合であっても通常支払われるべき時期に支払われたものとみなします。

第36条 (信用販売の停止)

加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、本契約に基づく信用販売を一時的に停止すること(加盟店が使用する信用照会端末機等の全部または一部の利用を一時的に停止とすることおよび信用販売の承認を保留とすることを含む。)ができるものとし、加盟店は当社が再開を認めるまでの間、信用販売(信用照会端末機等の利用停止の場合は当該利用停止に係る信用照会端末機等による信用販売)を行うことができないこととします。なお、加盟店は当社に対し、本項に基づく信用販売の停止を理由として、損害賠償の請求その他名目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできないものとします。

- ①第 31 条第 1 項に に記載するカード番号等に関わる事故が生じた疑いがある場合、また第 30 条第 10 項に記載する個人情報または営業秘密等に関わる事故が生じた疑いがある場合。
- ②加盟店が第 40 条各号のいずれかに該当する疑いがある場合。
- ③加盟店においてカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した、または発生し得る疑いがある場合(第 6 条第 1 項または同条第 4 項に基づき加盟店が当社に承認を求めた信用販売について、当社所定の不正検知システムによりカードまたはカード番号等の不正使用の疑いがあると判定された場合を含む。)
- ④加盟店における信用販売に関して、他のカード会社等より、加盟店においてカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した、または発生し得る疑いがある旨の通知を当社が受領した場合。
- ⑤加盟店が 1 年間以上の期間にわたり、本契約に基づく信用販売を行っていない場合。
- ⑥第 9 条に違反したとき、または違反するおそれがあるとき。
- ⑦その他、円滑な信用販売を行ううえで当社が必要と認めた場合。

第37条 (反社会的勢力との取引拒絶)

1.加盟店は、加盟店および加盟店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにこれらの役員および従業員等が、現在、暴力団員等またはテロリスト等(疑いがある場合を含みます。以下同じ。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。

- ①暴力団員等またはテロリスト等が、経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等またはテロリスト等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤暴力団員等またはテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2.加盟店は、加盟店または加盟店の代表者その他加盟店の経営に実質的に関与している者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
- ⑤その他前各号に準ずる行為。

3.当社は、加盟店が前二項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約を解除することができるものとします。

第38条 (定めのない事項、規約の変更)

1.加盟店は、本規約等に定めのない事項については、加盟店当社協議のうえ解決するものとします。

2.当社は、当社が金融情勢および社会情勢の変動、加盟店の信用状態の変動等により必要があると認めた場合、第7条の信用販売の種類、第17条の支払条件、第18条の加盟店手数料を、当社が合理的と判断した範囲において変更できるものとします。

3.本規約の変更について、当社から規約の変更内容を通知、告知もしくは公表(当社のホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。)した後加盟店が信用販売を行った場合には、加盟店は変更内容および新規約を承認したものとみなします。

第39条 (契約の期間)

1.本契約の有効期間は契約締結日から1年間とします。ただし、加盟店または当社のいずれかが、期間満了1ヶ月前までに書面をもって本契約を更新しない旨の通知をしないときは、更に1年間自動的に更新し、以後も同様とします。

- 2.前項の定めにかかわらず、加盟店または当社は、相手方に対し書面による3ヶ月の予告期間をもって本契約を解約することができるものとします。
- 3.第1項の定めにかかわらず、加盟店が1年間以上の期間にわたり、本契約に基づく信用販売を行っていない場合、当社は加盟店に対し書面による通知を行うことにより、本契約を直ちに解約することができるものとします。
- 4.第1項の定めにかかわらず、加盟店が1年間以上の期間にわたり、本契約に基づく信用販売を行っていない場合において、第40条第13号に該当したときは、本契約は当然に終了するものとします。

第40条（契約の解除）

加盟店が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対し、催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとします。なお、この場合において、当社に損害が生じたときは、本契約終了後といえども当該損害を賠償するものとします。

- ①加盟店申込書の記載事項または第35条第1項の届出事項を偽って記載または届出したことが判明したとき。
- ②他のクレジットカード会社等との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度を悪用していると当社が判断したとき。
- ③営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。
- ④加盟店または加盟店代表者自らが振り出しもしくは引受けた手形・小切手が不渡りになったとき、もしくは支払停止または支払不能となったとき。
- ⑤差押、仮差押、仮処分の上申でもしくはその命令または滞納処分を受けたとき。
- ⑥破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の上申があつたとき、私的整理を行う旨の通知があつたとき、または合併によらず解散もしくは営業の廃止をしたとき。
- ⑦加盟店またはその代表者もしくはその従業員、その他加盟店の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき。または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、当社が本契約の解除が相当と判断したとき。
- ⑧監督官庁から営業の停止または許認可等の取消の処分を受けたとき。
- ⑨加盟店またはその代表者の信用状態に重大な変化が生じたときと当社が認めたとき。
- ⑩第24条に反し、当社に対する債務の履行を遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該債務の履行をしないとき。
- ⑪第28条に反し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行ったとき。
- ⑫会員からの苦情、他のカード会社等からの情報、当社が加盟する加盟店情報機関の登録情報など、外部から得た情報をもとに、当社が加盟店として不適当と認めたとき。
- ⑬当社に届出たカード取扱店舗が所在地に実在しないとき、または当社に届出た電話番号にて当社からの連絡ができないとき。
- ⑭加盟店から提出された売上票等または取消伝票等の成立に疑義があり、当社が加盟店として不適当と認めたとき。

- ⑮加盟店が取扱った信用販売について、無効、紛失、盗難、偽造カードによるもの、またはカード名義人以外の第三者によるカードもしくはカード番号等の不正使用によるものの割合が高いと当社が認めるとき。
- ⑯加盟店が取扱った信用販売について、会員の換金目的によるカード利用の割合が高いと当社が判断したとき、または会員のカード利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているときと当社が判断したとき。
- ⑰加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、営業秘密等、個人情報またはカード番号等が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたときと当社が判断したとき。
- ⑱加盟店が当社の会員であって、当社が会員資格を喪失させる手続きをとったとき。
- ⑲加盟店またはその代表者が、当社との他の契約において、当該契約に基づく当社に対する債務の履行を遅滞し、期限の利益を喪失したとき。
- ⑳当社との本契約以外の他の契約について、その契約解除事由に該当したとき。
- ㉑第6条、第12条、第13条、第29条から第35条まで、または第44条のいずれかに違反するとき。
- ㉒第3条第5項もしくは第37条第1項に基づき表明した事項の全部もしくは一部が事実でないとき、またはその疑いがあるとき。
- ㉓第3条第5項、第37条第1項もしくは第2項の確約に違反したとき、または違反するおそれがあるとき。
- ㉔その他加盟店が本契約等に違反したとき。

第41条（契約終了後の処理）

- 1.第39条または第40条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、加盟店および当社は、信用販売を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と当社が別途合意した場合はこの限りではないものとします。
- 2.当社は、加盟店が第40条各号のいずれかに該当する場合、加盟店から既に支払請求を受けている信用販売代金について、支払を取消すか、カード会社等が会員から当該代金の支払を受けるまで加盟店に対する支払を留保することができるものとします。
- 3.加盟店は、本契約終了後、直ちに、加盟店の負担において本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止しなければなりません。また、本契約終了以後に会員より信用販売の申込みがあった場合には、これを拒絶するとともに、当該会員に対して本契約に基づく信用販売を中止した旨を告知しなければならないものとします。なお、信用照会端末機を設置している場合には、当社が貸与した信用照会端末機は当社の請求により直ちに返却するものとし、これ以外の信用照会端末機等はその使用規約およびその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとします。

第42条（損害賠償責任）

- 1.加盟店が本規約等に違反し、その結果、会員、当社、またはその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

- 2.加盟店が本規約等に違反し、その結果、当社が、第三者から損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等の支払請求を受けた場合には、加盟店は当社に対し、当該請求に係る損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等相当額についても賠償する義務を負うものとします。

第43条（遅延損害金）

加盟店が、当社に支払うべき債務の支払を延滞したときは、支払うべき日の翌日から支払済まで、年利14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を支払うものとします。

第44条（調査・報告、協力）

- 1.加盟店は、当社が加盟店に対して加盟店の事業内容・決算内容、会員のカードの利用状況、信用販売の内容・方法・売上票等・売上請求の内容、第6条に定める信用販売の方法の遵守状況、第12条および第13条に規定されるカード番号等の適切管理措置への遵守状況等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提出ならびに是正改善計画の策定および実施を求めた場合は、速やかに応じるものとします。
- 2.加盟店は、盗難・紛失、偽造・変造されたカードによる信用販売、カードもしくはカード番号等の不正利用またはこれに起因する信用販売に係る被害が発生し、当社が加盟店に対し所轄の警察署へ当該信用販売に係る被害届の提出を要請した場合はこれに協力するものとします。また、当社がカードもしくはカード番号等の不正利用防止等について協力を求めた場合は、これに協力するものとします。

第45条（準拠法）

本規約に関する準拠法は全て日本国法とします。

第46条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本支店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

別表(ボーナス一括払いの信用販売取扱期間)

	夏期	冬期
取扱期間	12月11日～翌年6月10日	7月11日～11月10日

別表(売上の締切日・立替払い日)

<パターン①>

信用販売の種類	締切日	立替払い日
1回払い、 リボルビング払い	15日	末日
	末日	翌月15日
2回払い	15日	末日と翌月15日に2分の1ずつ
	末日	翌月15日と翌月末日に2分の1ずつ
ボーナス一括払い	夏期	7月末日
	冬期	12月末日
		8月末日
		翌年1月末日

<パターン②>

信用販売の種類	締切日	立替払い日
1回払い、 リボルビング払い	末日	翌月末日
2回払い	末日	翌月末日に2分の1
		翌々月末日に2分の1
ボーナス一括払い	夏期	7月末日
	冬期	12月末日
		8月末日
		翌年1月末日

定義集[加盟店規約・店頭販売]

No.	名称	定義
1	売上集計票	加盟店が当社に対し信用販売代金の立替払いを請求するために売上票を添付して作成する当社所定の帳票をいいます。
2	売上データ	加盟店が当社に対し信用販売代金の立替払いの請求をするために必要な事項として当社が定める事項を記録する電子データであって、当社所定の規格に対応したものをいいます。
3	売上票	当社所定の帳票または当社が認めた帳票に準ずる他媒体であって、加盟店が信用販売した際に作成する商品等の代金額または対価の額を当社所定の様式に従って入力または記入するものをいいます。
4	売上票等	売上票または売上データをいいます。
5	カード	当社が発行するクレジットカード等(クレジットカードその他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号)をいいます。
6	カード取扱店舗	信用販売を行う店舗、施設をいいます。
7	カード番号等	カードの番号、カードの有効期限、暗証番号またはセキュリティコードをいいます。
8	カード用印字機	売上票にカード番号、会員氏名、有効期限を印字するための機器をいいます。
9	会員	カードを正当に所持する個人をいいます。
10	加盟店	本規約を承認のうえ、当社に加盟申込を行い、当社が加盟を承認した法人または個人をいいます。
11	受託者	カード番号等の取扱いの委託先となる者をいいます。

12	継続的取引契約	会員との間で信用販売により継続的に商品等を引渡しましたは提供する契約をいいます。
13	コンピュータ通信	パソコンやモバイル端末によるインターネット通信を総称します。
14	クレジットカード・セキュリティガイドライン	クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「割賦販売法上の指針」(名称が変更された場合であっても、カード等情報の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために加盟店が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該クレジットカード・セキュリティガイドラインに相当するものを含む。)であって、その時々における最新のものをいいます。
15	商品等	加盟店が会員に販売または提供する商品、権利および役務を総称していいます。
16	商品代金等	商品等の代金または対価をいいます。
17	信用照会端末機	CAT(クレジット・オーソリゼーション・ターミナル)、CCT(クレジット・センター・ターミナル)等、カードもしくはカード番号等の有効性を照会するための当社所定のカード信用照会端末機またはシステムをいいます。
18	信用照会端末機等	信用照会端末機および端末識別番号(信用照会端末機を識別するために当社所定の基準に従い当該信用照会端末機ごとに割り当てられた番号をいう)を総称したものをいいます。
19	信用販売	本契約および当社所定の手続きに基づき、加盟店が会員に対して商品等の提供等を行う場合に、加盟店が会員から商品代金等を直接受領することなく、会員に対して商品等を販売または提供することをいいます。
20	信用販売額	信用販売において加盟店が売上票に記載できる金額をいいます。
21	信用販売代金	信用販売に係る商品等の代金または対価、税金および当社が認める料金等をいいます。
22	他のカード会社等	当社以外のカード会社をいいます。

23	当社発行のカード	当社が発行し、かつその利用代金の会員に対する請求を当社が行うカードをいいます。
24	取扱商品等	加盟店が信用販売において取り扱う商品等をいいます。
25	取消伝票等	当該信用販売に係る売上票に記載された信用販売額と同額を記載した取消に係る売上票または取消データをいいます。
26	暴力団員等	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動党標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者を指します。
27	法令	法律、政省令および条例ならびにこれらに関する規則、規制、許認可、判決、命令、差止命令 または決定、監督官庁によるガイドライン、監督基準、クレジットカード・セキュリティ・ガイドラインおよび業界団体による自主規制をいいます。
28	本規約等	本規約および本規約に付帯または関連する規約および特約等を総称していいます。
29	本契約	本規約を内容とする加盟店と当社との間の契約をいいます。
30	IC 対応信用照会端末機	IC チップ情報の読取可能な信用照会端末機をいいます。

加盟店情報の取扱いに関する同意条項

第1条（審査等の目的による加盟店情報の取得・保有・利用）

1. 加盟店または加盟店契約申込者（それぞれの代表者個人を含む。以下同じ。）は、加盟申込時における審査、加盟後の適正についての再審査、その他株式会社東武カードビジネス（以下「当社」という。）の取引上の判断のために、以下の情報（以下これらを総称して「加盟店情報」という。）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意するものとします。

- ① 加盟申込時や加盟後に届出た、加盟店屋号・店舗所在地・電話番号・法人番号等。
- ② 加盟申込時や加盟後に届出た、代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報。
- ③ 加盟申込みおよび加盟店審査に係わる事実。
- ④ 当社との加盟店契約に基づく取引情報および取引を行った事実（その取引内容、取引の結果、当該顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的な事実。信用情報を含む。）。
- ⑤ 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項。
- ⑥ 加盟店または加盟店契約申込者、または公的機関等から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票や商業登記簿謄本等、公的機関等が発行する書類または公表された情報に記載もしくは記録された情報。
- ⑦ 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。
- ⑧ 差押、破産の申し立てその他の加盟店に関する信用情報。
- ⑨ 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引法等について違反し、公表された情報等）、および当該内容について、加盟店情報機関（加盟店に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。）および加盟店情報機関の加盟会員が調査収集した情報。
- ⑩ 割賦販売法 35 条の 3 の 5 および割賦販売法 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項。
- ⑪ 割賦販売法に基づき同施行規則 60 条第 2 号イまたは同 3 号の規定による調査を行った事実および事項。
- ⑫ 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項。
- ⑬ 会員から当社に申し出のあった内容および当該内容について、当社が会員、およびその他の関係者から調査収集した情報。
- ⑭ 加盟店情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）。
- ⑮ 加盟店の代表者が他に経営参画する販売店等について、加盟店情報機関に前記⑨乃至⑭に係る情報が登録されている場合は当該情報。
- ⑯ 上記の他会員の保護に欠ける行為およびカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報。

第2条（審査等の目的以外による加盟店情報の利用）

加盟店または加盟店契約申込者は、当社の事務（コンピュータ事務、立替金支払い事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。）する場合に、加盟店情報の保護措置を講じたうえで、業務の遂行に必要な範囲で第1条第1項により取得した加盟店情報を当該業務委託先に預託することに同意するものとします。

第3条（加盟店情報機関への登録・共同利用の同意）

- 1.加盟店または加盟店契約申込者は、当社が本条第4項に掲げる加盟店情報機関（以下「JDM センター」という。）に照会し、加盟店契約の申込みを受けた際の加盟店審査ならびに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置および取引継続に係る審査等の目的のため、登録されている情報を共同利用の目的の範囲で、利用することに同意するものとします。
- 2.加盟店または加盟店契約申込者は、当社が、本条第4項に掲げる「共同利用する情報の内容」をJDM センターに報告し、当該情報がJDM センターに本条第4項に掲げる期間登録されることに同意します。
- 3.加盟店または加盟店契約申込者は、JDM センターに登録されている本条第4項に掲げる「共同利用する情報」について、JDM センターの加盟会員（以下「JDM 会員」という。）が、本条第4項に掲げる「共同利用の目的」のため、それらの情報を共同利用することに同意します。
- 4.当社が加盟する加盟店情報機関、共同利用については以下のとおりです。

名称(運用責任者)	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）
住所	郵便番号:103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル
電話番号	03-5643-0011 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時(年末年始等を除きます) *詳細はお問い合わせください
共同利用する情報の内容(登録される情報)	(別掲)
登録(保有)される期間	上記(別掲)の共同利用する情報は、登録日(③および⑦)にあたっては、当該情報に対応する④の措置の完了または契約解除の登録日から5年を超えない期間保有されます。
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為(その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。)に関する情報お

	<p>よび利用者等を保護するのに必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。)に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理に必要な加盟店に関する情報を、JDM 会員が JDM センターに報告することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としている。</p>
<p>加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲</p>	<p>一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者および JDM センター</p> <p>※JDM 会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載ホームページ http://www.j-credit.or.jp</p>

(別掲)

- ①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由
- ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等の措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置(クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。)の事実および事由
- ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの(該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。)に係る JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- ⑥利用者等(契約済みのものに限らない)から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報(当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。)
- ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- ⑧行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDM センターが収集した情報
- ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日)。ただし、上記⑥の情報のうち、当該

行為が行われたかどうかを判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日(法人の場合は、代表者の氏名および生年月日)を除く。

第4条 (加盟店情報の公的機関等への提供)

加盟店または加盟店契約申込者は、当社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準じる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に加盟店情報を提供することに同意するものとします。また、当社が加盟申込時における審査、加盟後の適正についての再審査、その他取引上の判断のため、住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から加盟店情報の提供を求められた場合、当該加盟店情報を提供することに同意するものとします。

第5条 (加盟店情報の開示・訂正・削除等)

1. 加盟店または加盟店契約申込者は、当社、および当社が加盟する加盟店情報機関に対し、加盟店情報の開示・訂正・削除等に関する手続きやお問合せをすることができます。

(1) 当社に手続きやお問合せされる場合には、下記に連絡してください。

【お問い合わせ窓口】

株式会社東武カードビジネス サービス担当

東京都豊島区西池袋一丁目1番10番10号東武アネックスビル8階 TEL.03-5396-6561

(2) 当社が加盟する加盟店情報機関に手続きやお問合せされる場合には、第3条第4項に記載の加盟店情報機関に連絡してください。

2. 万一加盟店情報の内容が事実でないことが判明した場合、当社は速やかに訂正・削除等の措置をとります。

第6条 (本同意条項に不同意の場合)

当社は、加盟店または加盟店契約申込者が加盟申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本同意条項(変更後のものも含む。)の内容の全部または一部を承認できない場合、加盟をお断りすることや契約解除手続きをとることがあります。

第7条 (問合せおよび苦情の窓口)

1. 加盟店または加盟店契約申込者の個人情報に関するお問合せや開示・訂正・削除またはご意見の申し出等は、下記に連絡してください。

【お問い合わせ窓口】

株式会社東武カードビジネス サービス担当

東京都豊島区西池袋一丁目1番10番10号東武アネックスビル8階 TEL.03-5396-6561

第8条 (加盟契約が不成立の場合および契約終了後の加盟店情報の利用)

1. 当社へ申し込んだ加盟契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、当該加盟契約の不

成立の理由の如何を問わず、第1条第1項、第3条第1項および第3条第3項に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

- 2.加盟店は、当社が加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等ならびに当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。

第9条（条項の位置付けおよび変更）

- 1.本同意条項は、「東武カード加盟店規約」の一部を構成します。
- 2.本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

(2021年6月改定)